

介護療養型老人保健施設みのり 通所リハビリテーション利用料金表

①基本利用料（日額）（1割負担） 通常規模事業所

要介護度	利用時間						
	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
要介護 1	331円	345円	446円	511円	579円	670円	716円
要介護 2	360円	400円	523円	598円	692円	801円	853円
要介護 3	390円	457円	599円	684円	803円	929円	993円
要介護 4	419円	513円	697円	795円	935円	1,081円	1,157円
要介護 5	450円	569円	793円	905円	1,065円	1,231円	1,317円

②加算料金

加算の種類	料 金	内 容
入浴介助加算	50円/回	入浴された場合加算されます
サービス提供体制強化加算 I (イ)	18円/日	施設職員配置により介護福祉士の占める割合が50%以上
リハビリテーションマネジメント加算 I	330円/月	医師が理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に対し当該リハビリテーション開始前または実施中留意事項、中止基準、利用者に対する負荷等のいずれか1以上の指示を行う場合
リハビリテーションマネジメント加算 II 6か月以内 6か月以降	850円/月 530円/月	6ヶ月以内の場合1月に1回以上、6ヶ月以降の場合3月に1回以上リハビリテーション会議を行います。またリハビリ職の居宅訪問並びに介護の工夫に関する指導、助言等を行った場合
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110円/日	退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内に個別リハビリテーションを行った場合
送迎減算	片道につき -47円/回	送迎を実施しない場合
栄養改善加算	150円/回	特定の条件下にある方に管理栄養士が中心となり栄養改善サービスを実施した場合(月2回を限度)
栄養スクリーニング加算	5円/回	利用中6か月ごとに栄養状態の確認を行い、当該利用者の栄養に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士)を介護支援専門員に文書で共有した場合 ※6月に1回を限度とする
口腔機能向上加算	150円/回	口腔機能向上サービスを実施した場合(月2回を限度)
重度療養管理加算	100円/日	要介護3・4・5の方に特定の治療を行った場合
リハビリテーション提供体制加算 <small>※リハビリテーション専門職の合計数が、当該利用所の利用者の数が25またはその端数を増すごとに1以上である</small>	12円/回	ご利用時間が3時間以上4時間未満の場合
	16円/回	4時間以上5時間未満の場合
	20円/回	5時間以上6時間未満の場合
	24円/回	6時間以上7時間未満の場合
	28円/回	7時間以上の場合
延長加算	50円/1時間	8時間以上ご利用された場合
介護職員処遇改善加算 II		所定単位数の34/1000加算
介護職員等特定処遇改善加算 I		所定単位数の20/1000加算

③その他の料金（実費分）

- ・ 食 費 昼食 650円/日（おやつ代を含む） 夕食 450円/日

・ 排泄用品代	紙オムツ	リハビリパンツ	パッド
	100円/枚	100円/枚	50円/枚

・ 洗濯代	上着	下着	ズボン
	150円/枚	100円/枚	150円/枚

- ・ レクリエーション等に係る費用 実費

* 送迎エリア 府中市（上下町を除く）福山市新市町及び福山市芦田町

※ご利用料金は①+②+③を合算したものとなります。